

鳥取県告示第562号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、鳥取県史ブックレットの物品売払代金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成20年8月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委託の相手
社会福祉法人ふれあい福祉協会
- 2 委託期間
平成20年7月24日から平成21年3月31日まで